

相続登記の申請に必要な書類

〒602-0855

京都市上京区河原町通荒神口下る
上生洲町 226 番地 10

司法書士桑室矩忍事務所

TEL 075 (223) 2241

FAX 075 (223) 2259

《市役所・区役所で取得する書類》

1. 被相続人（＝お亡くなりになった方）の出生から死亡までの**戸籍一式**（戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本など）
2. 被相続人の**住民票除票（本籍地省略なし）**（または戸籍の（除）附票）
3. 相続人全員の**戸籍謄本**
4. 相続人の**住民票（本籍地省略なし）**（または戸籍の附票）
5. 相続人全員の**印鑑証明書**（遺産分割協議書に添付します）

《法務局で取得する書類》

6. 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）

《その他》

7. **固定資産税の納付書**
8. 相続物件の**権利証**
（被相続人の不動産の相続物件確定及び相続漏れを防ぐため、できればご持参下さい。）
9. **公的身分証明書**（運転免許証、健康保険証 等）
（※有効期間をお確かめ下さい）

上記1から4の書類につきましては、被相続人の最後の本籍地及び生年月日をお知らせ頂きましたら、当方で取得可能です。その他、当方で取得できる書面についてはご相談下さい。

なお、お越しになる際は**お認印**をお持ち下さい（相続登記の委任状押印用）。

登記費用のうち登録免許税は、土地建物の固定資産評価額の1000分の4です。その他費用につきましては、相続人の人数、物件数により大きく変わります。

お車でお越しの際は当事務所の向かいに駐車場がございますのでご利用下さい。ご不明な点がございましたら、上記連絡先に、いつでもご連絡下さい。